

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定によつて、次のとおり
特定非営利活動法人認証申請があつた。

平成二十六年十一月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

特定非営利活動法人の名称	の代表者	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	申請の日
特定非営利活動法人はつかいち水道支援センター	細川 進	広島県廿日市市宮園二丁目八番地四	この法人は、廿日市市民が安心して上水利用できるように、水道事業者と連携し、漏水等の初動対応を二四時間体制で速やかに実施するため、社会貢献意識が高く、必要な技術を持ち、情報に精通した熟練者による体制を整え早期の復旧を支援するなど、生活を支える上水供給システムの安定に資する活動を行うとともに、市民の水道事業に対する意識啓発を目的とする。	平成二六年 十一月二〇日